

剣道の諸活動におけるコロナ感染拡大防止ガイドライン（第3版）

このガイドラインは、剣道・居合道・杖道（以下「剣道」）の諸活動において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために会員の皆さんに守っていただく遵守事項をまとめたものです。

I. 剣道の諸活動（稽古・行事）の共通事項

剣道の諸活動に参加するための条件（参加者）

- ①基礎疾患（糖尿病・心不全・閉塞性肺疾患等）のある人は参加しない。（主治医の了解があれば可）
- ②当日、出発時に検温し、37.5度以上ある場合は参加しない。
- ③当日、熱が37.5度以上なくても、体調がすぐれない場合は参加しない。
- ④出発時より、常時マスクを着用する。
- ⑤感染が疑われる人との接触があった場合は参加しない。
- ⑥過去14日以内に、入国制限等の対象国・地域への渡航があった場合は参加しない。

剣道の諸活動を行う為の準備（主催者）

- ①使用施設の決め事（人数制限・清掃基準等）を把握し、それに基づく活動方法を計画する。
- ②全日本剣道連盟（以下「全剣連」）の各種ガイドライン、三重県剣道連盟（以下「三剣連」）ガイドライン及び三重県指針に沿った活動方法を計画する。
- ③使用施設の出入口に、消毒液を置く。
- ④参加者名簿（付添い・観客含む）を作成し、参加者（連絡先）を把握する。

剣道の諸活動における共通の遵守事項

- ①諸活動毎の具体的決め事（「3密」を避ける・飛沫飛散防止策等の具体的内容）を遵守する。
- ②手洗い・うがい・アルコール消毒をこまめに行う。
- ③熱中症に注意し、休憩・水分補給等を適切に行う。
- ④使用施設の換気を行う。
- ⑤諸活動への参加者が、新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに三剣連に連絡する。

※本ガイドラインは、基本的な遵守事項をまとめたものであり、活動する地域での感染状況や市町・施設の方針により、より安全性の確保を図る対応をお願いします。

II. 稽古におけるガイドライン

稽古を始める前

- ①参加者は、更衣室の密集をさける工夫をする。（自宅での着替え、更衣室の状況確認等）
- ②参加者は、手洗い・うがい・アルコール消毒を行う。
- ③主催者は、参加者名簿を準備し、参加者が記入する。

稽古方法

1. 基本的事項

- ①通常以上に熱中症対策に注意を払う。(稽古時間・水分補給・換気・温度管理等)
- ②指導者は、稽古方法と注意事項を事前に説明し、参加者に決め事を遵守させる。
- ③原則、保護者・見学者を道場内部に入れない。やむを得ず道場内部で見学させる場合は、2m以上の間隔を取り、マスク着用・私語禁止とする。
- ④団体間の交流・出稽古は当面禁止する。

出稽古とは、通常行っている稽古場所以外の稽古である。ただし、実施する団体が、別紙「三重県剣道連盟コロナ禍における団体間の交流・出稽古要領」に基づき、責任をもってコロナ対策を実施することを条件に、以下の稽古会は認める。

- (1) 三重県剣道連盟が主催する稽古会
- (2) 三重県剣道道場連盟・三重県実業団剣道錬成会・三重県高齢剣友会が主催する稽古会
- (3) 三重県剣道連盟各支部が主催する稽古会（複数支部の交流稽古も含む。）

上記の稽古会であっても、他県からの参加者は不可とする。

中学校・高等学校・高等専門学校・大学は各所属組織のルールに基づき活動する。

2. 礼法

- ①当面の間、整列時は立礼を推奨する。(床に手をつく座礼は控える)
- ②整列時は密にならないよう間隔を広くとる。

3. 剣道具を付けない稽古：準備運動・素振り・打ち込み・木刀による基本技稽古法等

- ①常時、必ずマスクを着用する。
- ②対面をせず、同一方向を向く。
- ③前後左右2m以上の間隔を取る。
- ④大きな発声はしない。
- ⑤竹刀・木刀の貸し借りはしない。

4. 剣道具を付けての対人稽古

- ①面マスク（通常マスクやスポーツマスクで可）・シールドを必ず着用する。
- ②元立ち間の間隔は2m以上取る。
- ③掛り手は密集にならないように間隔を取る。(多人数の場合、2部制などの配慮も行う)
- ④発声は、極力抑制する。
- ⑤原則、鏝ぜり合いや体当たりはしない。鏝ぜり合いになったら、すぐに解消する。

稽古終了後

- ①手洗い・うがい・アルコール消毒を行う。
- ②面マスクは、終了後ビニール袋等に入れて持ち帰り、洗浄又は破棄する。
- ③剣道具・使用済みのシールドはアルコール噴霧などで消毒する。

※三剣連主催の強化稽古・ブロック稽古会・八段受審者稽古会については、別途運営要領を作成し実施する。

※居合道・杖道の稽古については、全剣連の居合道・杖道のガイドライン、及び三剣連の居合道ガイドライン・杖道ガイドラインに従い実施する。

Ⅲ. 行事におけるガイドライン

大会

1. 使用施設の人数制限以内での大会開催及び密閉・密集・密接状態をさける為に以下の内容を検討し実施する

- ①大会要項の見直し…参加人数・参加資格等
- ②期日・時間・会場の検討…午前午後に分けての開催、期日に分けての開催、広い会場利用等
- ③観戦者の入場制限…入場人数制限、観客席の指定等
- ④試合会場には、選手並びに関係者以外（例えば付添や見学者）を入場させない。
- ⑤選手の待機場所…観覧席の活用、選手控え場所の確保等
- ⑥大会役員・大会係員の席…座席位置の間隔をあける。（二人分以上を一人で使用する等）
- ⑦審判・監督会議等で適切な会議室がない場合は、試合会場での開催や分離開催等を検討する。
- ⑧昼食休憩は、時間を分ける等して座席の間隔を取れるよう配慮する。
- ⑨密閉状態をなくすために、試合会場及び会議室・休憩室の換気を適切に行う。
（換気設備がある場合はその設備を活用し、換気設備がない場合は定期的に扉や窓を開放）
- ⑩大会参加者は、本ガイドラインにある「**剣道の諸活動に参加するための条件（参加者）**」を遵守するとともに、観戦者に対しても予め協力を求める。

※大会参加者とは、大会役員・審判員・大会係員・監督・選手をいう。

2. 大会参加者は以下の飛沫飛散防止策及び消毒の実施を行う。

- ①選手は、面マスク及び口元を覆うシールドを着用する。（試合終了後もマスクは付けたまま）
- ②大会役員・審判員・監督はマスクを着用する。
- ③大会係員は、マスク＋一般仕様のフェイスシールドを着用する。
- ④大会会場入り口及び各大会で設定した場所に消毒液を置き、参加者は消毒を行う。
- ⑤大会参加者は、フィジカルディスタンス（人と人の距離、最低1m、できれば2m）を常に保つようにする。
- ⑥観戦者に対しても、常時マスクの着用、消毒、フィジカルディスタンスの確保を行うよう協力を求める。

3. 大会参加者の体調管理

- ①主催者は、非接触型体温計等により、大会参加者の体温測定を行う。
- ②大会参加者は、健康観察表を提出する。
- ③審判員は、選手の状況を観察しながら審判し、必要に応じ、休憩を取り試合者を休ませる。
- ④選手は、体調に異常を感じた場合は、試合中は審判員に、待機中は大会本部に申し出る。
- ⑤選手以外の参加者が、体調に異常を感じた場合は、大会本部に申し出る。

4. 暫定的な試合・審判の方法

- ①当面、暫定的な試合・審判法を大会実施要項に定める。
- ②試合時間の短縮、延長戦を区切って行うなど、マスク着用による熱中症対策を検討し必要に応じ実施する。
- ③選手は、鏝競り合いを避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、すぐ分かれるか引き技を出す。審判員は、鏝競り合いを解消しない場合は、ただちに「分かれ」を宣告する。
- ④審判員の試合場への入退場、合議、試合終了後の反省の時は、1m以上の間隔を空けて行う。
- ⑤審判員の審判旗は、専用の審判旗とし、各自の審判旗がある場合は持参する。

5. 大会施設の清掃等

- ①大会施設の決め事による清掃方法により大会開始前・大会終了後の清掃を行う。
- ②多くの人に触れる用具、箇所（ドアノブなど）を定期的に消毒する。

6. その他

- ①大会中、本ガイドライン及び各大会で定めた感染対策が適切に実施されているかを監視する専門者を置く。
- ②竹刀検査を行う場合は、検査員は使い捨て手袋を着用する。
- ③上記の対策以外に、各大会の特性に合わせて個別のルールを作成し感染対策を実施する。
- ④大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に速やかに濃厚接触者の有無について報告する。また、観戦者にも協力を求める。
- ⑤観戦者に対する留意事項、協力事項をあらかじめ作成し、周知徹底する。

審査会

- (1) 上記の大会のガイドラインと同様とするが、「大会」は「審査会」、「大会会場」は「審査会会場」、「試合会場」は「実技会場」、「選手」は「受審者」、「審判員」は「審査員」と読み替える。
- (2) 大会と審査会の違いにより、該当しない部分は除く。

講習会

- (1) 上記の大会のガイドラインと同様とするが、「大会」は「講習会」、「大会会場」は「講習会会場」、「試合会場」は「講習会場」、「選手」は「受講者」、「審判員」は「講師」と読み替える。
- (2) 大会と講習会の違いにより、該当しない部分は除く。

※三剣連主催の大会、審査会、講習会及び全国大会等の予選会については、原則、上記のガイドラインに従い、別途運営要領を作成し実施する。

※居合道・杖道の大会・審査会・講習会については、原則、全剣連の居合道・杖道のガイドライン及び三剣連の居合道ガイドライン・杖道ガイドラインに従い実施する。

※学校関係については、本ガイドラインに加え、三重県教育委員会・市町教育委員会等のガイドラインを遵守する。

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染状況や感染対策の効果を見ながら適時見直す。